

川越市立図書館管理規則の一部を改正する規則（案）

川越市立図書館管理規則(昭和59年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第三条の表中央図書館、西図書館及び高階図書館の項第一号及び第二号を次のように改める。

一 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）第三条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）

二 法第二条に規定する成人の日、海の日、敬老の日及び体育の日のそれぞれの日の翌日
第三条の表川越駅東口図書館の項第一号を次のように改める。

一 火曜日（その日が休日に当たるときを除く）

第三条の表川越駅東口図書館の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「、第一号及び第二号」を「及び第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第四条の表中央図書館、西図書館及び高階図書館の項第一号中「土曜日」を「金曜日」に改め、同項第二号中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める。

第四条の表川越駅東口図書館の項第一号中「土曜日」を「金曜日」に改め、同項第二号中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める。

第八条第三項の表図書 of 項中「五冊以内」を「十冊以内」に改める。

第十条第二項中「五冊以内」を「十冊以内」に改める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。